

資料 6 (訪問系)	H22. 3. 25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

訪問系サービスに係る特定事業所加算について

1 特定事業所加算とは

※訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護・行動援護）のみ

(1) 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算します。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の 20% を加算。
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の 10% を加算。
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の 10% を加算。
 - ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
 - ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30% 以上等）
 - ③ 重度障害者への対応（区分 5 以上の利用者が 30% 以上）

各条件については、別表にまとめましたので御確認ください。

【特定事業所加算に係る算定基準等】

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）
- 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A（vol. 1～3-1）

2 新規に算定する場合

(1) 加算を算定するためには、条件を満たしている旨の届出が必要となります。

なお、届出に係る加算等の算定の開始時期（算定される単位数が増えるものに限る。）は、以下のとおりです。

- ・ 届出が 15 日以前になされた場合 → 翌月サービス提供分から適用
- ・ 届出が 16 日以降になされた場合 → 翌々月サービス提供分から適用

(2) 特定事業所加算を取得すると、利用者の自己負担額も増加することになります。

加算を取得した上で、利用者間に加算の適否の差を付けることは、利用者間の不合理な負担の差を是認することにつながりかねないと考えられるので認められません。

したがって、加算を取得するか、あるいは利用者の負担を考慮して取得しないかのどちらかを、あらかじめ十分検討の上、選択する必要があります。

3 算定後の留意点

(1) 特定事業所加算の算定要件については、基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要があります。

(2) 要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとなります。

(3) 加算要件に記録が必要なものがありますので御留意ください。